

葉山町下水道ウォーターPPP
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

要求水準書（案）

令和7年4月

葉山町下水道課

目 次

第1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 事業の背景・目的	1
3 事業概要	2
4 基本条件	5
第2 本事業の基本的な取組方針	6
1 事業計画に関する事項	6
2 実施体制に関する事項	6
3 財務に関する事項	7
4 モニタリング	7
5 安全・危機管理	7
6 技術管理	10
7 環境対策	10
8 地域貢献	10
第3 維持管理に関する要求事項	12
1 基本的事項	12
2 維持管理基準	12
3 維持管理計画に関する事項	13
4 計画的維持管理に関する事項	13
5 住民対応等に関する事項	14
6 維持管理計画支援その他に関する事項	16
第4 改築に関する要求事項	17
1 基本的事項	17
2 改築実施基準	18
3 改築計画支援に関する事項	18
4 設計に関する事項	19
5 工事に関する事項	20
6 工事監督に関する事項	20
7 その他関連事項	21
第5 統括管理等に関する要求事項	22
1 基本的事項	22
2 統括管理に関する事項	22
3 情報管理に関する事項	23
4 セルフモニタリングに関する事項	23
5 その他関連業務に関する事項	23
第6 附帯事業に関する要求事項	24

1 基本的事項	24
2 事業計画に関する事項	24
第7 任意事業に関する要求事項	25
1 基本的事項	25
2 事業計画に関する事項	25
第8 契約終了時にに関する要求事項（措置）	26
1 施設機能確認	26
2 引継ぎ	26
3 その他	26
別紙1 用語の定義	27
別紙2 施設概要等	28
別紙3 関係法令	29

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は、葉山町（以下「町」という。）が葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に求める業務の要求水準であり、事業者が実施しなければならない標準的な業務内容を定めるものである。ただし民間事業者の創意工夫による業務改善やサービスレベルの向上、コスト削減に期待することから、民間事業者の提案により各業務内容が適切に実施可能な場合、内容の変更を行う。

2 事業の背景・目的

葉山町の下水道事業は平成4年度に事業着手し、平成11年3月に供用を開始して以来25年を経過している。下水道普及率は76.5%（令和5年度末）で、令和7年度までに全体計画区域513haの概成を目指して、未普及地域の解消に取り組んでいる。

管渠新設整備とともに、浄化センター及び中継ポンプ場の機械及び電気設備の増設・改築に伴う建設改良費の増加、維持管理費用の増加、さらに、工事発注や各種業務に対応するための執行体制の確保、適切な使用料の設定や財源確保など、各種課題への対応が必要な状況にある。

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討するとともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を行ってきた。葉山町下水道事業の官民連携における役割分担に関する考え方は、次のように整理している。

- ・下水道事業の公権力の行使のほか、政策・経営判断及び業務管理など方針決定・説明責任に関する業務は町が主動的に実施する。
- ・経営判断や計画策定等に当たっては、質的・量的に事業運営体制を補完・強化するため、民間の技術力・マネジメント力を活用する。
- ・工務や維持管理業務は、個別委託や直営業務ができるだけまとめて包括化し事業者に委ねる。

葉山町では、これまでの検討結果を踏まえ、葉山浄化センター等の施設については、維持管理と改築を一体的に運営権者に任せるコンセッション方式の導入検討を進めている。

一方、管路施設については、令和7年度末までに下水道に接続する予定のコミプラ施設を持つ3団地（東伏見台、パークド葉山四季、シーライフパーク）の管路を下水道施設として位置付け管理や更新の対応を行う必要が生じている。3団地を点接合する管路は町で令和6~7年度に整備する予定であるが、3団地内の管路は昭和40年代後半に整備されたもので、公共下水道として平成4年度以降に整備してきた管路よりも20年以上古く、法定耐用年数の50年を迎えており、状況である。

本事業は、葉山町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした管路施設の管理・更新一体マネジメントにより、町民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すものである。

3 事業概要

(1) 事業の名称

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業

(2) 対象施設

本事業の対象となる下水道施設は表 1.1 に示すとおりで、葉山町下水道事業の管路施設（汚水管渠、マンホール、マンホール蓋、污水枠、取付管）である。

表 1.1 対象施設の概要（令和 6 年 12 月）

対象施設		数量	備考
管路施設	汚水管渠	120.436 km	布設年度：S45-48；12%、H4-R6；88% 口径：50-150mm；7%、200mm；79%、250mm 以上；14% 管種：塩ビ系 80%、コンクリート系 16%、DIP 1%、その他 3%
	マンホール	7,332 箇所	ダミーマンホールを除く、オリフィス 11 箇所
	マンホール蓋	7,332 箇所	
	公共枠	10,749 箇所	キャップ止め・枠撤去を除く
	取付管	10,829 箇所	

下水道台帳登録情報より

ただし、マンホールポンプ設備及び葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管渠（圧送管）を除くものとする（これらは葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等コンセッション）事業の対象施設とする）。

(3) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づくものであり、事業方式は、更新支援型の要素（更新計画案の作成）を含んだ更新実施型の（更新工事を含めて民間に委ねる）管理・更新一体マネジメント方式とする。

(4) 対象工種等

本事業を行うにあたり想定される工種等は表 1.2 のとおりである。

表 1.2 対象施設の工種区分等

対象施設	対象業務	調査	設計	工事(工事監理含む)				
				土木	建築	建築附帯	機械	電気
管路施設	維持管理	○	○	○	—	—	×	×
	改築	○	○	○	—	—	×	×

○：対象、×：対象外、—：非保有施設

(5) 事業範囲

本事業の範囲は対象施設の維持管理、改築及び統括管理等に関する業務を義務事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務（① ウ 統括管理等に関する業務のうち統括管理）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「委託等」という。）ができる。

事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

ア 維持管理に関する業務

- ・計画的維持管理
- ・住民対応等
- ・維持管理計画支援その他

イ 改築に関する業務

- ・改築計画支援
- ・設計
- ・工事
- ・工事監督
- ・その他関連事項

ウ 統括管理等に関する業務

- ・統括管理
- ・情報管理
- ・セルフモニタリング
- ・その他関連業務

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。

町は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に町の承諾を必要とする。多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、町は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は町の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実

施する場合においても同様とする。

(6) 業務の実施数量見込

本事業で実施する各業務の実施数量の見込は表 1.3 を想定している。

表 1.3 各業務の実施数量の見込

業務	実施数量見込	備考
維持管理に関する業務		
①計画的維持管理	—	
・ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査	別途	開示資料:SM 点検調査計画
・法定点検	4 箇所	2 箇所/5 年 × 10 年
・巡視	16km/年	緊急輸送路等 16km/年
・清掃・修繕	清掃 100 箇所	10 箇所/年 × 10 年 修繕は一定額計上
②住民対応等	—	
・住民対応	300 回	30 回/年 × 10 年
・緊急対応(清掃等詰まり処理)	200 件	20 件/年 × 10 年
・緊急対応(修繕)	100 件	10 件/年 × 10 年
③維持管理計画支援その他	—	
・次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援	一式	
・その他必要な事項	一式	
改築に関する業務		
①改築計画支援	一式	
②設計	改築箇所	
③工事	—	
・汚水管渠	約 9km	最重要・重要管理 26km
・マンホール及びマンホール蓋	404 箇所	コンクリート製蓋:404 箇所
・公共樹及び取付管	管渠改築箇所	取付管(Z パイプ):1,189 箇所
④工事監督	管渠改築箇所	
統括管理等に関する業務		
①統括管理	一式	
②情報管理	一式	
③セルフモニタリング	一式	
④その他関連業務	一式	

4 基本条件

(1) 共通の要件

- ・事業者は、作業箇所、作業手順等を定め、事前に町に報告し、承諾を得たうえで作業に着手すること。
- ・作業にあたり、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道管路施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- ・作業にあたり、仮締め切りを必要とする場合は、事前に町の承諾を得ること。この仮締め切りは、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、直ちにこれを撤去すること。
- ・事業者が町の指示に反して作業を続行した場合及び町が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- ・作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- ・作業終了後は、速やかに使用機材、仮設物等を搬出し、作業箇所を清掃すること。
- ・事業者は、各業務の結果については、月間業務報告及び年間業務報告としてそれぞれ町へ報告を行うこと。また、維持管理情報として「下水道台帳システム」へデータを蓄積すること。
データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、町と事業者の協議により決定する。

(2) 用地条件

本事業の対象施設は全て道路下の土木施設であり、活用可能な用地はない。所在地は表 1.4 のとおりである。

表 1.4 対象施設の所在地

処理区	対象面積	所在地
葉山処理区	513 ha	神奈川県三浦郡葉山町字長柄、堀内、一色、下山口

(3) 公害防止基準

事業者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

(4) 関係法令等

本事業の実施にあたり、別紙3に示す関係する法令、基準、仕様等の最新版について、遵守、準拠又は参考とすること。なお、当該関係法令等の改正又は変更に伴い、第2以降に示す各計画書について変更が必要になった場合には、各計画書を変更のうえ町に提出すること。

第2 本事業の基本的な取組方針

1 事業計画に関する事項

事業者は、本事業の実施に当たって、全体事業計画、年間事業計画及び月間事業計画を作成し町の承諾を得ること。

(1) 全体事業計画に関する事項

全体事業計画には、事業期間全体を通じた計画として、事業の基本的事項、スケジュール等を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

- ・事業概要
- ・事業期間に亘る計画工程表
- ・事業実施体制
- ・緊急連絡体制
- ・各業務の事業計画

(2) 年間事業計画に関する事項

年間事業計画には、全体事業計画を実現するにあたり、より具体的に当該年度に実施する各業務の内容を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

- ・当該年度の事業概要
- ・当該年度の年間の計画工程表
- ・事業実施体制
- ・各業務の年間事業計画

(3) 月間事業計画に関する事項

月間事業計画は、年間事業計画の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できるように作成すること。

(4) 事業計画に対する報告書に関する事項

事業者は、事業の実施状況について把握できるよう、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、次期以降の見通しを盛り込んだ、年間事業報告書及び月間事業報告書を作成し町に提出すること。

2 実施体制に関する事項

(1) 組織体制

事業者は以下に掲げる事項を満たす体制を確保すること。

- ・業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。
- ・各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。
- ・組織的なバックアップなど、業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確実かつ機能的な体制となっていること。
- ・事業者内及び町との情報共有が効率的にできる体制を整えること。
- ・関係行政機関との調整・協議を効率的に実施することができる体制となっていること。

(2) 内部統制

事業者は、事業の適正を確保するため、内部統制において必要な体制と方法を構築し、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。

(3) 情報公開

事業者は、下水道事業が生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、町民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開すること。

(4) 委託等

事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた「統括管理」を除いたものについては、第三者に委託等ができる。

事業者は、本事業等に係る業務について委託等を行う場合、業務の実施にあたり関係法令を遵守し、受託者等と十分な調整を図るとともに、統括管理者が自らの責任において受託者等を適切に管理すること。

3 財務に関する事項

事業者は、事業期間を通して以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。

- ・事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。

4 モニタリング

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、町によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

5 安全・危機管理

(1) 安全管理

① 一般事項

- ・事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- ・作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じ、調査を実施すること。
- ・事故防止を図るため、安全管理については、年間及び月間事業計画書に明示し、事業者の責任において実施すること。

② 安全教育

- ・事業者は、業務に従事する者に対して、KY活動など、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。活動の内容は、月間事業計画書及び報告書に

記載すること。

- ・事業者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

③ 労働災害防止

- ・現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、業務に従事する者の安全を図ること。
- ・マンホール、管渠などに入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録保存し、町が提示を求めた場合はその指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏空気や有害ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、町及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- ・資格を必要とする諸機材を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、現場状況に応じ、誘導員を配置すること。

④ 公衆災害防止

- ・作業中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- ・作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- ・作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の誘導、並びに交通整理を行うこと。
- ・作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- ・前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、必要に応じて、協議結果を月間事業計画書もしくは報告書に記載し、提出すること。

⑤ 局地的な大雨等による安全管理

- ・下水管路施設内が局地的な大雨等による急激な雨水流入により、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、事業者は、下水管路施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止または中断するなどの予防的な対応も含め、下水管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。
- ・作業等を行う日には、開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底すること。また、安全器具の設置等についても周知を徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。
- ・事業者は、作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定し、町に報告すること。

(作業等開始前)

- ・当該作業箇所及び上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、下水道管路施設内の作業等は行わない。
- ・当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生している場合、下水道管路施設内の作業等は行わない。
- ・作業等開始前に当該作業箇所の管路内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、下水道管路施設内の作業等は行わない。

(作業中)

- ・当該作業箇所及び上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。
- ・当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生している場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。
- ・下水道管路施設内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。

⑥ その他

- ・事業者は、業務の実施に当たって、下水道管路またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- ・万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、直ちに町及び関係官公署に連絡するとともに、直ちに必要な措置を講ずること。
- ・前項の通報後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、速やかに町に報告すること。

(2) 危機管理

事業者は、災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

① 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

② 災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、町の業務継続計画（B C P）を踏まえ、事業者自らが予めB C Pを作成し、これに従い対応すること。なお、地震以外の災害、事故発生時には、適切な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

③ 各事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

④ 想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において町が対応を想定していない危機事象についても現場情報及び保有する技術知見を活かし対応すること。

6 技術管理

事業者は、本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

- ・適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。
- ・本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ・委託等をする場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件及び町が別途定める要件はもとより、事業者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に業務を行わせること。
- ・技術の向上と継承に向けて、町職員に対する研修にも配慮すること。

7 環境対策

事業者は、事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

- ・関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守
- ・省エネルギーに努め、地球温暖化対策を推進
- ・リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進
- ・車両の交通安全対策の実施
- ・振動・騒音等への配慮
- ・周辺環境・景観への配慮

8 地域貢献

(1) 地域経済に関する事項

事業者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載すること。また、地元企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、町に提出すること。

- ・地域との連携や協働による事業展開
- ・地元企業等との連携・協力
- ・地元発注、地域住民の雇用
- ・地域活性化につながる事業展開

(2) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

事業者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域住民等とのコミュニケーションを図ること。

① 広報活動の実施

本事業において事業者が実施する工事等に関して、地域住民等に対して説明等を行うこと。

地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、広報活動を行うこと。年度ごとに広報活動実施計画として年間事業計画書に記載すること。

② 苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切に対応するとともに、速やかに町に連絡すること。

第3 維持管理に関する要求事項

1 基本的事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理に努めること。

(1) 業務の考え方

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、事業期間を通じて道路陥没や溢水等が発生しないような維持管理を実現すること。当該事象が発生した場合には、発生原因を調査し再発防止のための施策を講じること。

(2) 維持管理体制

① 維持管理体制の構築

管路施設の維持管理に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・住民及び町からの対応要求に対しては、できるだけ即日に一時対応を行い、解決を試みること。対応困難な案件が生じた場合は、町に速やかに連絡し解決を図ること。
- ・豪雨、停電、重大事故発生等の非常時対応を要する事態、又は生じる恐れがある場合に緊急対応できる体制を構築すること。

② 従業者が有るべき資格

維持管理を実施するにあたり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、事業者自らが当該業務を行わせるにあたり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(3) 業務内容

管路施設における維持管理に関する業務は以下とする。

① 計画的維持管理

- ・ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査
- ・法定点検
- ・巡視
- ・清掃・修繕

② 住民対応等

- ・住民対応（現地確認・調査対応）
- ・緊急対応（清掃等詰まり処理）
- ・緊急対応（修繕）

③ 維持管理計画支援その他

- ・次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援
- ・その他必要な事項

2 維持管理基準

事業者は表 3.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2~3 年後）に町の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の

確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは町の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2年経過毎に事業者と町で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 3.1 管渠の維持管理に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
住民等からの問合せに対する初動までの駆け付け時間	
住民等からの問合せに対する解決するまでの見込み時間の周知時間	

3 維持管理計画に関する事項

年間事業計画及び月間事業計画には、以下の事項を盛り込んだ維持管理計画を記載すること。
(点検、調査、清掃、修繕に共通)

- ・業務概要
- ・現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ・業務計画（使用機器、業務実施方法、実施工程等）
- ・安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、マンホール内の地上との連絡方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）
- ・その他（発注者の指示する事項）

(修繕のみ)

- ・交通管理
- ・環境対策
- ・現場作業環境の整備
- ・再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

4 計画的維持管理に関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理を行うこと。

（1）ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査

町が策定しているストックマネジメントの点検・調査計画（令和8～17年度）を踏まえて、事業者の創意工夫やノウハウを生かし必要に応じて見直しを行った上で点検・調査を実施すること。

① 点検業務の内容

- ・マンホール蓋の異状及びマンホール蓋周辺の異状の有無等を確認すること。
- ・各マンホールにおいて目視可能な範囲の管内状況、堆積物の有無及び流下状況の点検を行う。
- ・点検を実施した施設は、点検結果を踏まえて清掃、調査等が必要な施設を抽出する。判定基準は、異状が確認された箇所及び状況等を勘案し、町に報告すること。

② 調査業務の内容

- ・調査に当たっては、あらかじめ当該調査箇所を清掃し、調査の精度を高めること。
- ・自走式TVカメラ等を上流マンホールから本管に挿入し、下流マンホールに向けて移動さ

せ、本管の異常の有無を目視及びスケール測定により異常の程度を調査すること。

- ・状況に応じて調査方法を町に報告すること。
- ・調査を行った施設に対し、診断を行い、緊急度等の判定を行うこと。

(2) 法定点検

下水道事業計画に位置付けている、主要幹線の吐出し部分等の腐食のおそれの大きい下水道管路2箇所について、5年に1回以上の点検を実施すること。

(3) 巡視

緊急輸送道路等の重要路線を対象とし、管路施設が埋設されている地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。実施周期等の詳細については事業者と町の協議により決定する。

(4) 清掃・修繕

① 清掃業務の内容

- ・マンホール及び本管清掃（管径 $\phi 150\text{ mm}$ ～ $\phi 450\text{ mm}$ を対象とする）は、内部の汚泥・油粕を高压洗浄車で清掃する。
- ・マンホール内のオリフィス（11箇所）は、詰まりが発生しないよう清掃すること。
- ・清掃等によって発生した土砂、汚泥は、法令に基づいて運搬・処分を行う。
- ・デザインマンホール点検清掃は、マンホール蓋表面の汚れや設置されているボルトの締り具合等を点検・清掃する。なおデザインマンホールの数は1箇所で、現在2箇所目の設置を計画している。

② 修繕業務の内容

- ・清掃、点検等により不良、破損等を確認した場合は、速やかに補修等を計画し、その機能回復の方法について町に報告し実施すること。
- ・舗装切断は、カッターを使用し、作業を行う際には、蓋と周囲の状況に応じ施工を行うこと。
- ・マンホール蓋は、葉山町型下水道用鉄製マンホール蓋を使用し、蓋の種類は標準蓋（内径60cm）とすること。
- ・マンホール蓋を設置する際には、蝶番を下流側、鍵穴を上流側にして設置すること。（ステップを基準に蓋の方向を決めないこと）ただし、条件的に無理な場合は、町と協議し施工をすること。
- ・充填材は、無収縮モルタルを使用し、使用する材料のマニュアル等に基づき施工を行うこと。マンホール内部は、調整部分とマンホール内部が一体となるように確認すること。
- ・表層材は、樹脂系モルタルを使用し、充填材が十分硬化した後に、使用する材料のマニュアル等に基づき施工を行うこと。施工については、マンホール蓋と路面の段差無く行うこと。

5 住民対応等に関する事項

業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。

住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに町に連絡すること。

(1) 住民対応（現地確認・調査対応）の内容

① 電話等通報受付

- ・町からの窓口・電話等への通報の受付連絡を受け、記録整理を行う（全ての初動対応を対象とする）。
- ・対応時間は、事業期間中、24時間365日の電話等の対応とする。
- ・町と事業者との連絡システムの構築など、効率的な連携手段が取れるよう改善を行う。

② 現場対応（原因調査等）

- ・現場対応者は、受付後、概ね1時間程度以内に現地確認を行い、完了までの見込時間を周知し、原因を調査する。
- ・原因の調査に先立ち、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
- ・管渠の詰まり、溢水等の調査内容及び対応方針について速やかに町へ報告する。
- ・原因、対応方針等は、住民への説明を行う。

③ 緊急対応業務の実施

- ・緊急対応業務（清掃等）または緊急対応業務（修繕）を実施する。
- ・基本的に、油脂類が原因の場合は、緊急対応業務（清掃等）、油脂類以外が原因の場合は、位置を特定し、緊急対応業務（修繕）を実施する。

④ 報告書作成（終了確認）

- ・業務終了後は、内容、時間等を町及び住民に対して報告する。また、月間業務報告書にて、件数、内容、時間等を町に報告する。

(2) 緊急対応（清掃等詰まり処理）の内容

- ・町からの窓口・電話等への通報の受付連絡を受け（巡視・点検等現場調査時に発見したもの等も含む）、緊急対応報告の記録整理を行う。
- ・原因についての調査・記録及び官民処理の見極め整理、町への報告を行う。
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）を行う。
- ・交通管理者との協議内容の報告を行う。
- ・高圧洗浄車等を用いた緊急的な詰まり処理及び復旧作業の実施・報告を行う。

(3) 緊急対応（修繕）の内容

- ・現地確認、原因調査に基づく、破損箇所の修繕を行う。
- ・実施手法や時期については、緊急度などを基に町に報告のうえ決定し、実施する。
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）を行う。
- ・大規模修繕等と判断される場合は、別途、町と協議する。
- ・交通管理者との協議内容の報告を行う。
- ・TVカメラ、押込式カメラ、目視等によって修繕が必要な箇所を確認し、最適な工法によって修繕処置及び復旧作業の実施・報告を行う。
- ・修繕に用いる各種材料は、事業者が調達する。

6 維持管理計画支援その他に関する事項

(1) 次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援

・町は、ストックマネジメント（管路施設編）実施方針に基づく、令和8～17年度の点検・調査計画を策定している。事業者は、事業期間中に実施した点検・調査結果や維持管理結果も踏まえ、令和13～22年度の点検・調査計画案の作成を行うこと。

(2) その他必要な事項

・対象施設の維持管理に関する業務を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

第4 改築に関する要求事項

1 基本的事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の改築を実施すること。

(1) 業務の考え方

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な改築を行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かし、維持管理における点検・調査結果を踏まえ、修繕・改築箇所を選定するとともに、最適な改築方法を選択し、事業期間を通じて管路施設の健全性を保ち適切な事業投資となるような改築を実施すること。

(2) 改築実施体制

① 改築体制の構築

管路施設の改築に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業の活用を検討すること。
- ・より効率的・効果的に業務を実施できる設計企業、建設企業を選定すること。
- ・改築において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担当すること。
- ・工事の監督管理を行う監督員を配置すること。

② 従業者が有るべき資格

改築を実施するにあたり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、事業者自らが当該業務を行わせるにあたり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(3) 業務内容

管路施設における改築に関する業務は以下とする。

① 改築計画支援

- ・ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援
- ・事業化スケジュール提案
- ・補助要望資料等作成
- ・その他必要な事項

② 設計

- ・調査
- ・設計
- ・積算
- ・発注図書作成

③ 工事

- ・汚水管渠
- ・マンホール及びマンホール蓋
- ・公共樹及び取付管

④ 工事監督

⑤ その他関連事項

- ・国交付金交付要綱
- ・会計実地検査等
- ・工事実績データ

2 改築実施基準

事業者は表 4.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2~3 年後）に町の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは町の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2 年経過毎に事業者と町で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 4.1 管渠の改築に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	単位	健全度予測式による現在の推定値	算出方法
健全な管渠の割合 (緊急度Ⅲ、健全)	%	90	ストックマネジメントの評価

3 改築計画支援に関する事項

（1）ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援

① 修繕・改築計画案の作成

- ・事業者は、既存の維持管理状況及び 3 団地の点検調査結果並びに、本事業で実施する維持管理結果及びストックマネジメントの点検・調査結果により把握した施設の劣化状況を診断し、診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討すること。
- ・対策が必要と判定されたものについては、修繕か改築かの判定を行うこと。
- ・修繕・改築の優先順位を検討し、令和 8~17 年度の修繕・改築計画案の作成を行うこと。

② 次期修繕・改築計画案の作成

- ・事業者は、事業期間中に実施した点検・調査結果や維持管理結果も踏まえ、令和 13~22 年度の修繕・改築計画案の作成を行うこと。
- ・事業者は、今後「葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業」で実施を予定しているストックマネジメント支援に係る業務との業務間の連携が必要となるため調整に協力すること。

（2）事業化スケジュール提案

事業者は、修繕・改築計画に基づく修繕・改築の事業化スケジュールを提案すること。

（3）補助要望資料等作成

事業者は、町が作成するストックマネジメント計画及び補助要望資料の作成を支援し、必要

となる資料の提供を行うこと。

(4) その他必要な事項

改築に関する業務を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

4 設計に関する事項

本要求水準書及び修繕・改築計画を基に、改築工事の実施にあたり必要となる調査、設計、積算を行うこと。

(1) 調査

① 資料収集

業務上必要な資料の収集整理及び把握を行うこと。

② 現地調査

周辺土地利用、道路状況及び交通量、支障物件等（地下埋設物を含む）、施工環境を調査すること。

③ 現地作業

測量調査（既存の調査資料及び下水道台帳との位置確認、マンホール内確認、水量調査、マンホール蓋調査等）、桝・取付管調査（桝内確認、不明桝調査）を行うこと。

(2) 設計

① 設計に関する一般的な事項

設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、施工方法の比較検討、耐震設計を行い、改築工事の実施にあたり必要となる設計図書等（設計図、計算書等）の作成を行うこと。

② 設計に関する許認可等

工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、町及び関係機関と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、町が関係機関への申請、報告又は届出等を作成するにあたり必要となる基礎資料を提供すること。

③ 関係法令の遵守

別紙3に定める関係法令を遵守した設計を行うこと。

(3) 積算

以下に定める「官積算（詳細設計積算）」及び「工事費内訳書」の両積算図書を作成すること。

① 官積算（詳細設計積算）

- ・土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、積算を行うこと。
- ・下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。
- ・積算にあたり非公表となる単価・歩掛を使用する必要が生じた場合については、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものと提出すること。

② 工事費内訳書

- ・総価契約単価合意方式にて合意した官積算金額に対する工事費内訳書の金額の比率（合意比率）をもとに、下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて積算を行い、工事費内訳書に明細書及び代価表並びにその他積算を行うに当たっての根拠資料を添付し提出すること。

と。

- ・上記「官積算（詳細設計積算）」と比較し、数量又は単価が大きくなる場合は、提要欄に理由を記載するとともに、必要に応じ詳細を記した理由書を添付すること。

(4) 発注図書作成

改築の実施にあたり必要となる設計完了後、以下に示す設計図書を町に1部提出し、町に報告すること。なお、様式については任意とする。

- ・各種調査書、検討書、計算書
- ・設計図
- ・電子データ
- ・その他町が指示する図書

5 工事に関する事項

本事業で実施する管路施設の改築は、修繕・改築計画において対象となった管路施設とすること。

(1) 汚水管渠

ストックマネジメント（修繕・改築）支援で策定した改築方法及び詳細設計業務の内容に従って、対象路線の改築工事を実施し、管路の正常な機能回復を図ること。

管路の改築工事は公的機関の審査証明を得た工法であり、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」((公社)日本下水道協会)で示す「要求性能」に適合する工法であること。

(2) マンホール及びマンホール蓋

対象施設の調査の結果及び修繕・改築計画に基づき、改築対象となったマンホールの改築及びマンホール蓋取替を実施すること。

実施する工事は、町の「下水道設計標準図」及び「葉山町下水道築造工事標準仕様書」によるものとすること。

(3) 公共樹及び取付管

対象施設の調査の結果及び修繕・改築計画に基づき、改築対象となった汚水管渠に接続する樹及び取付管について改築工事を実施すること。

実施する工事は、町の「下水道設計標準図」及び「葉山町下水道築造工事標準仕様書」によるものとすること。

6 工事監督に関する事項

工事を行うにあたり、以下に掲げる事項を考慮し、監督員を配置して工事監督管理の適切な対応を行うこと。

(1) 施工管理

事業者は、改築に関する業務の実施の際、「神奈川県土木共通仕様書」及び「神奈川県土木工事施工管理基準書」に従い、監理技術者又は主任技術者の責任において、施工管理、工程管理、安全衛生管理、施工環境管理を十分に行うこと。

(2) 品質管理

事業者は、改築工事の品質及び出来形の管理を、「神奈川県土木工事施工管理基準」及び「管
きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」((公社)日本下水道協会)に
従い実施すること。

また、更生後の品質を確保するため、監理技術者又は主任技術者の責任の下で、「施工前の品
質管理」、「施工時の品質管理」及び「竣工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確
認できる資料を作成すること。

7 その他関連事項

(1) 国交付金交付要綱

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合
するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に
用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

(2) 会計実地検査等

改築計画、設計及び工事において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行
うこと。

(3) 工事実績データ

工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報サービス(CORINS)に基づ
き「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、町の確認を受けたうえ、登録機関に登録する
こと。

第5 統括管理等に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

維持管理に関する業務及び改築に関する業務を適切に実施できる者を統括管理し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な業務マネジメントを行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かして業務改善に努め、維持管理に関する業務及び改築に関する業務を一体的にマネジメントすること。

(2) 統括管理等に関する業務の実施体制

管路施設の統括管理等に関する業務の実施に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・統括管理者を代表企業から選任すること。
- ・維持管理企業、建設企業、設計企業及び受託者等を適切に統括管理すること。

(3) 業務内容

管路施設における統括管理等に関する業務は以下とする。

① 統括管理

- ・各種業務のマネジメント
- ・業務計画書及び報告書の作成
- ・委託業務及び工事の発注
- ・技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献
- ・その他必要な事項

② 情報管理

③ セルフモニタリング

④ その他関連業務

2 統括管理に関する事項

事業者は、統括管理者を配置し、事業期間中の各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する町への積極的な提案、町側との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施すること。モニタリング結果を踏まえ、業務改善（是正措置等を含む）を行い、町に報告すること。

(1) 各種業務のマネジメント（業務全般の統括管理）

各種業務のマネジメントの内容は、以下のとおりとする。

- ・統括管理者は、業務期間中の各業務の一元的な統括管理を行うこと。
- ・統括管理者は、全ての個別業務の内容を理解し、町との窓口となること。
- ・統括管理者は、現場で生じる各種課題や町からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決すること。
- ・モニタリング結果を踏まえて、必要な業務改善（是正措置等を含む）を迅速に行うこと。

(2) 業務計画書及び報告書の作成

事業者は、全体事業計画書、年間事業計画書、月間事業計画書、年間事業報告書、月間事業報告書及びその他報告等を作成し、適時適切に町に対して内容を説明すること。

統括管理者は、各業務の進捗状況について、年間及び月間業務報告書等により、定期的に町に報告を行うこと。

(3) 委託業務及び工事の発注

各種業務を発注及び委託等するに当たって、適切に受注者を選定するとともに、業務を管理すること。

(4) 技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献

本事業の基本的な取組方針に定めた、安全・危機管理、技術管理、環境対策、地域貢献に取組み、適切な対応を行うこと。

(5) その他必要な事項

統括管理を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

3 情報管理に関する事項

事業者は、本事業において得られた巡視・点検・調査・修繕結果などの維持管理情報及び改築結果などの改築情報を整理・蓄積し管理すること。

情報は、管渠、マンホール、マンホール蓋、公共樹、取付管等の各施設について内容を記録したデータを作成し、町が所有する「下水道台帳システム」に登録すること。

4 セルフモニタリングに関する事項

事業者は、セルフモニタリングを実施し、事業者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することを確認すること。

町が行うモニタリングに際し、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。なお、モニタリング方法の詳細は、モニタリング基本計画書（案）に示す。

5 その他関連業務に関する事項

業務を実施するにあたり、その他必要となる関連業務を実施すること。

第6 附帯事業に関する要求事項

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことという。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。

町は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

附帯事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

1 基本的事項

2 事業計画に関する事項

第7 任意事業に関する要求事項

任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に町の承諾を必要とする。多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、町は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

任意事業は独立採算を基本とするため、その経理に当たっては、義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

任意事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

1 基本的事項

2 事業計画に関する事項

第8 契約終了時に関する要求事項（措置）

1 施設機能確認

事業者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ・事業期間終了時において、業務の対象となる全ての施設が管路施設としての機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後2年以内は改築等を伴う大規模修繕を要することのない状態に整備すること。
- ・事業終了日前までの間に、継続して使用することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く）であることを町に報告すること。
- ・町が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って町が事業者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。
- ・町が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、町は事業者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託（この場合、事業者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担）する。
- ・町は契約終了日から2年以内に事業者が導入した設備等に契約不適合があることを知ったときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後2年以内に請求（ただし、町が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）する。

2 引継ぎ

事業者は、本事業期間中を通じて引継ぎ事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日の180日前までに引継文書の暫定版を町に提出し、本事業終了日までに引継文書の最終版を町に提出すること。

引継文書は、対象施設固有の維持管理上の留意点等を把握できるような内容とすること。

また、事業期間終了時までの町が必要と認める期間、町又は町の指定する者に必要な技術指導を行うこと。

3 その他

事業者は、その他契約終了に伴い以下を実施すること。

- ・自らが締結している契約及び維持している許認可等について、次期事業主体が承継を希望する場合には、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期事業主体に送付すること。
- ・町又は次期事業主体に事業が引き継がれるまでに、町又は次期事業主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- ・町の指定する日までに、本事業に関して事業者が有する運営・技術に関するすべての最新文書を町又は次期事業主体に電子媒体（町又は次期事業主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。
- ・事業終了日に対象施設が要求水準に適合した状態で町又は次期事業主体に引渡すこと。

別紙1 用語の定義

指示	町の発議により、町が事業者に対し、町の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
承諾	事業者の発議により、事業者が町に報告し、町が了解することをいう。
協議	町と事業者が対等の立場で、合議することをいう。
提出	町が事業者に対し、又は事業者が町に対し業務に係わる書面又はその他の資料等(電磁的記録等を含む)を説明し、差し出すことをいう。
報告	事業者が町に対し、業務の状況又は結果について書面等(電磁的記録等を含む)により説明し、知らせることをいう。
連絡	町と事業者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状態を客観的に把握、評価するとともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
点検	マンホールのふたを開けた上で、基本的に目視で管路施設の状況を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務
調査	施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
巡視	マンホールのふたは開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールのふたの状況など管路施設の地上部を観察する業務
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	対象施設の一部の再建設又は取替えを行うこと(ただし、長寿命化対策に該当するものを除く)。
改築	対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うこと。管路施設の更新、更生を含む。
健全度	評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標をいう。
地元企業	職種によらず、葉山町に本社がある企業

別紙2 施設概要等

(対象施設の所在地)

処理区	対象面積	所在地
葉山処理区	513 ha	神奈川県三浦郡葉山町字長柄、堀内、一色、下山口

(対象施設の概要)

対象施設		数量	備考
管路施設	汚水管渠	120.436 km	布設年度：S45-48；12%、H4-R6；88% 口径：50-150mm；7%、200mm；79%、250mm以上；14% 管種：塩ビ系 80%、コンクリート系 16%、DIP 1%、その他 3%
	マンホール	7,332 箇所	ダミーマンホールを除く、オリフィス 11 箇所
	マンホール蓋	7,332 箇所	
	公共樹	10,749 箇所	キヤップ止め・樹撤去を除く
	取付管	10,829 箇所	

(各業務の実施数量の見込)

業務	実施数量見込	備考
維持管理に関する業務		
①計画的維持管理	—	
・ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査	別途	開示資料:SM 点検調査計画
・法定点検	4 箇所	2 箇所/5 年×10 年
・巡視	16km/年	緊急輸送路等 16km/年
・清掃・修繕	清掃 100 箇所	10 箇所/年×10 年 修繕は一定額計上
②住民対応等	—	
・住民対応	300 回	30 回/年×10 年
・緊急対応(清掃等詰まり処理)	200 件	20 件/年×10 年
・緊急対応(修繕)	100 件	10 件/年×10 年
③維持管理計画支援その他	—	
・次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援	一式	
・その他必要な事項	一式	
改築に関する業務		
①改築計画支援	一式	
②設計	改築箇所	
③工事	—	
・汚水管渠	約 9km	最重要・重要管理 26km
・マンホール及びマンホール蓋	404 箇所	コンクリート製蓋:404 箇所
・公共樹及び取付管	管渠改築箇所	取付管(Z パイプ):1,189 箇所
④工事監督	管渠改築箇所	
統括管理等に関する業務		
①統括管理	一式	
②情報管理	一式	
③セルフモニタリング	一式	
④その他関連業務	一式	

別紙3 関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関連法規
 - (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連法規
 - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）及び同法関連法規
 - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法関連法規
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関連法規
 - (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び同法関連法規
 - (7) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関連法規
 - (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）及び同法関連法規
 - (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関連法規
 - (10) 河川法（昭和39年法律第167号）及び同法関連法規
 - (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法関連法規
 - (12) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び同法関連法規
 - (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び同法関連法規
 - (14) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関連法規
 - (15) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連法規
 - (16) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関連法規
 - (17) 振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関連法規
 - (18) 環境基本法（平成5年法律第91号）及び同法関連法規
 - (19) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）及び同法関連法規
 - (20) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法関連法規
 - (21) 葉山町下水道条例（平成10年7月16日条例第24号）
 - (22) 葉山町契約規則（平成8年3月22日規則第2号）
 - (23) 葉山町個人情報保護法施行条例（令和5年2月13日条例第1号）
 - (24) 葉山町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第8号）
- その他関係する法令、条例、規則等